改正後

目次

［第一章～第五章の二　略］

第五章の三　費用の負担（第百十九条の十五・第百十九条の十六）

［第六章～附則　略］

（経理単位）

第六条　［略］

一　短期経理　短期給付及びこれに準ずる給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等並びに同法第百十八条第一項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等並びに法附則第十四条の三第二項の特別拠出金及び同条第三項第一号の調整拠出金に関する取引（組合の資産、負債及び基本金の増減及び異動の原因となる一切の事実をいい、会計単位間及び経理単位間におけるものを含む。以下同じ。）

［二～十　略］

２　［略］

（準用規定）

第八十五条　［略］

２　［略］

［略］	［略］	［略］
第七条第二項	属する経理単位	属する経理単位並びに旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）附則第三項の規定による連合会の業務に関する取引を経理する経理単位
	前事業年度における剰余金に相当する金額の範囲内	前事業年度における剰余金に相当する金額又は当該事業年度において明らかに剰余金に相当する金額として見込まれる金額の範囲内
［項を削る。］		
［項を削る。］		
［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］

［３・４　略］

改正前

目次

［第一章～第五章の二　同上］

［章を加える。］

［第六章～附則　同上］

（経理単位）

第六条　［同上］

一　短期経理　短期給付及びこれに準ずる給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）、法附則第十四条の三第二項の特別拠出金及び同条第三項第一号の調整拠出金に関する取引（組合の資産、負債及び基本金の増減及び異動の原因となる一切の事実をいい、会計単位間及び経理単位間におけるものを含む。以下同じ。）

［二～十　同上］

２　［同上］

（準用規定）

第八十五条　［同上］

２　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第七条第二項	前事業年度における剰余金に相当する金額の範囲内	前事業年度における剰余金に相当する金額又は当該事業年度において明らかに剰余金に相当する金額として見込まれる金額の範囲内
第十二条第一項	第八条第一項第一号	第十条において準用する令第八条第一項第一号
第十二条第二項	第八条第一項	第十条において読み替えて準用する令第八条第一項
第十二条第三項	第八条第一項第三号	第十条において準用する令第八条第一項第三号
［同上］	［同上］	［同上］

［３・４　同上］